

南九州市林道管理条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、南九州市林道管理条例（令和3年南九州市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請）

第2条 条例第4条に基づき林道を使用しようとする者は、林道使用許可申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

（使用許可の決定）

第3条 市長は前条の申請書を受理後、その内容を審査し、その結果を林道使用許可（不許可）書（第2号様式）により申請者に通知しなければならない。

（その他）

第4条 この規則の施行に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。